

会費細則

2019.9.6

定款第7条第2項に規定する経費に関し、当法人の年会費については、この規則による。

第1条 会員（定款第5条）の年会費は次のとおりにする。

(1) 法人会員：年額 1,000,000 円

(2) 賛助会員（個人）：年額 50,000 円

（賛助会員法人所属）：年額 30,000 円

（法人）：年額 70,000 円

（学生）：年額 10,000 円

第2条 年会費は、年額の全額を納入し、分割して納入することができない。

第3条 納入した年会費は、いかなる事由があっても返還しない。